

令和 6 年 1 月

お客さま各位

上田信用金庫

「当座勘定規定（一般用）」および
「当座勘定規定（専用約束手形口用）」改定のお知らせ

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。

当庫では少額送金サービス「ことら」の取扱を予定しており、15 時以降においても当座預金への入金の一部可能となることを踏まえた内容に改定いたしますのでお知らせいたします。

記

(1) 「当座勘定規定（一般用）」

■改定日：令和 6 年 2 月 21 日（水）

■改定内容：下表のとおり（下表では、改定となる条項のみ記載しております）

改定後	改定前
第 9 条（支払の範囲） (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 (2) <u>呈示された手形、小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により 15 時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。	第 9 条（支払の範囲） (1) 同左 新設 (2) 同左

(2) 「当座勘定規定（専用約束手形口用）」

■改定日：令和6年2月21日（水）

■改定内容：下表のとおり（下表では、改定となる条項のみ記載しております）

改定後	改定前
第10条（支払の範囲） （1） 呈示された手形の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。 （2） <u>呈示された手形は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u> （3） 手形のお金の一部支払はしません。	第10条（支払の範囲） （1） 同左 新設 （2） 同左

引続き、上田信用金庫をご愛顧賜りますよう、お願い申し上げます。

以 上